4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、基金の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　基金の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　基金の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　基金の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　基金に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号。以下「法」という。）及び奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の規定に基づき国土交通大臣及び財務大臣に提出する書類とする。

本則に次の二条を加える。

（内部組織）

第二十六条　基金に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣及び財務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣及び財務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十七条　基金に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣及び財務大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績報告書に係る経過措置）

2　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（次項において「新省令」という。）第八条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

3　新省令第十三条第三項の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○財務省・国土交通省令第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令

第五条及び第六条を削り、第四条を第六条とする。

第三条第一項中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とする。

第一条の二中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第十五条の二第二項第一号ニを除き、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。